## 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

令和7年6月定例会 6月19日 総務常任委員会資料

## 【第1条及び第2条関係】

成田市職員の育児休業等に関する条例 及び 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正概要

部分休業制度(※)の拡充 (※)部分休業制度…子を養育するため、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度

一							
分類	改正 種別	改正前	改正後	根拠法令			
子の範囲の 拡大	改正	・常勤職員 →小学校就学まで ・非常勤職員→ <mark>3歳に達するまで</mark>	・常勤職員 →小学校就学まで ・非常勤職員→ <u>小学校就学まで</u>	育休法第19条第1項			
非常勤職員の 要件緩和	改正	・常勤職員 ・非常勤職員の一部 ( <mark>勤務日数及び勤務時間数</mark> の要件有)	・常勤職員 ・非常勤職員の一部( <u>勤務日数</u> の要件有) <u>※ 勤務時間数の要件を廃止</u>	育休条例第19条第1項			
取得パターン の多様化 (詳細につい て次ページに 記載)	改正	1日につき2時間を超えない範囲内の時間 ※取得する時間について制限あり (勤務の始め又は終わりに限り取得可)	第1号部分休業 又は 第2号部分休業 【第1号部分休業】 1日につき2時間を超えない範囲内の時間 ※取得する時間について制限なし 【第2号部分休業】※新設 1年につき10日相当の範囲	育休法第19条第2項 育休条例第20条第1項 (水道事業給与条例第 15条)			
第2号部分休業 の取得単位	新設		第2号部分休業の承認は,原則として,1時間 を単位として行うものとする。	育休法第19条第2項 育休条例第20条の2			
部分休業の 単位期間	新設		部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年4 月1日から3月31日までとする。	育休法第19条第2項 育休条例第20条の3			
第2号部分休業 の取得上限	新設		・常勤職員 →77時間30分 ・非常勤職員→1日の勤務時間に10を乗じて 得た時間	育休法第19条第2項 育休条例第20条の4			
取得パターン を変更できる 場合	新設		配偶者の負傷など当初予測できなった事実 が生じたことにより,子の養育に著しい支障 が生じる場合に限り変更が可能 ※変更した場合,従前の部分休業は取消し	育休法第19条第3項 育休条例第20条の5 育休条例第22条			

## (再掲) 部分休業の取得パターンの多様化について

 (始業)		(終業)
	勤務	
※ 勤務の始まり/終わりの	み取得可	
改正後 <u>】</u>		
第1号 1日 につき 2時間を超	<b>!えない範囲</b> で勤務しない。 (取	得単位: <u>30分</u> )※ 従来と同一
取得例1		
(始業)		(終業)
	勤務	
取得例2		
 (始業)		(終業)
(知表)		井上マケ
勤務		勤務
17.	<u>////////////////////////////////////</u>	<b>對</b> 了符
勤務 ※ <u>勤務時間の途中</u> でも取得	が可能に。 <b>の範囲</b> で勤務しない。(取得単位	
勤務 ※ <u>勤務時間の途中</u> でも取得		

## 【第3条関係】成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正概要

妊娠,出産等についての申出をした職員等に対して講じる措置に関する規定の新設(条例第18条の2)

条文	対象者	措置内容	想定される制度
第18条の2 第1項	妊娠,出産等についての申出をした職員	<ul><li>(ア)出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置</li><li>(イ)出生時両立支援制度等の請求等に係る意向確認のための措置</li><li>(ウ)子の心身の状況等に起因して子の出生の日以後に発生する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置</li></ul>	●勤務時間条例に定める両立支援制度 ・時間外勤務の制限 ・早出遅出勤務 ・休憩時間短縮 ・育児時間休暇 ・配偶者出産休暇 ・子の看護等休暇 など  ●育休条例に定める両立支援制度 ・育児短時間勤務制度 ・部分休業制度
第18条の2 第2項	3歳に満たない子を養育する職員	<ul><li>(ア)育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置</li><li>(イ)育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認のための措置</li><li>(ウ)子の心身の状況等に起因して発生する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置</li></ul>	<ul> <li>動務時間条例に定める両立支援制度</li> <li>・時間外勤務の制限</li> <li>・早出遅出勤務</li> <li>・休憩時間短縮</li> <li>・子の看護等休暇 など</li> <li>●育休条例に定める両立支援制度</li> <li>・育児短時間勤務制度</li> <li>・部分休業制度</li> </ul>